

横浜市水道局委託工事検査事務等取扱要綱を次のように定める。
平成22年9月30日

水 道 局 長

横浜市水道局委託工事検査事務等取扱要綱

(趣旨)

第1条 横浜市水道局が、鉄道事業者等(以下「受託者」という。)に委託して実施する工事(以下「委託工事」という。)の検査事務等の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(監理員の任命)

第2条 横浜市水道局委託工事検査事務等取扱規程(平成22年9月水道局達第13号)第3条第1項の規定により監理員を任命する場合は、委託工事監理員任命簿(第1号様式)により行うものとする。

(検査の依頼)

第3条 総括監理員は、検査の依頼をするときは、委託工事検査依頼書(第2号様式)により行うものとする。

(技術検査員の任命)

第4条 検査主幹は、技術検査員を任命するときは、委託工事技術検査員任命簿(第3号様式)により行うものとする。

(検査結果の処理)

第5条 技術検査員は、検査を終了したときは、委託工事検査報告書(第4号様式)により、検査主幹に報告するものとする。

2 検査主幹は、完了検査又は部分検査を実施した場合において、受託者の履行結果が当該委託工事の内容に適合すると認めるときは、委託工事完了検査調書(第5号様式)又は委託工事履行済部分検査調書(第6号様式)を作成するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年10月29日から実施する。

委託工事検査報告書

第 年 月 日 号

検査主幹
部長

所属
技術検査員 職
氏名

印

次のとおり委託工事の検査が終了しましたので報告します。

検査日	年 月 日	再検査日	年 月 日	検査の種類		
委託工事名				<input type="checkbox"/> 完了検査 <input type="checkbox"/> 部分検査		
履行場所						
受託者						
契約日	年 月 日	着手日	年 月 日			
履行期限	年 月 日	履行完了日	年 月 日			
契約金額	円		検査対象部分相当額	円		
区分	事項	金額	前回までの検査対象額	今回検査対象額	手直し指摘事項その他意見	左に対する措置結果
計						手直し完了 年 月 日

確認	検査主幹	総括監理員	主任監理員	担当監理員

委託工事完了検査調書

第 年 月 日 号

検査主幹 所属 職 氏名 所属 職 氏名 印

技術検査員 所属 職 氏名 印

検査の結果、次のとおり相違なく完了があったことを確認する。

契 約 日	年 月 日		
委託工事担当課			
委託工事名			
契 約 金 額	円		
予 算 科 目	款		節
	項		要素1
	目		要素2
	細目		
受 託 者			
履行期限	年 月 日	履行完了日	年 月 日
完了届日	年 月 日	検 査 日	年 月 日
検査場所		受託者の 立会人氏名	
検査方法			
前金払の場合	支出前金払	残 額	
	円	円	
遅延日数	日	理 由	
合 否	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格		
所見、理由、措置等			

- 遅延の理由については、その責めが受託者にあるか当局にあるかを明確に記入すること。
- 合否欄は合格、不合格のいずれかをマークし、成績評定基準による評定を行った場合には評定点を記入すること。
なお、成績評定基準による評定を行わなかった場合は、該当欄を斜線で消すこと。
- 不合格の場合で修補、再履行等の措置を執ることができなかつたときは、所見、理由、措置等欄に解除等に関する検査員の所見を記入すること。

委託工事履行済部分検査調書（第 回）

年 月 日

所属
 職
 氏名
 所属
 職
 氏名
 検査主幹
 技術検査員
 印
 印

検査の結果、次のとおり相違なく部分完了があったことを確認する。

契 約 日	年 月 日		
委託工事担当課			
委託工事名			
契 約 金 額	円 ①		
予 算 科 目	款		節
	項		要素1
	目		要素2
	細目		
受 託 者			
部分完了期限	年 月 日	部分完了年月日	年 月 日
部分完了届日	年 月 日	部分検査年月日	年 月 日
検査場所	受託者の 立会人氏名		
検査方法			
金額内訳	前回までの完了部分相当額 ②	今回完了部分相当額 ③	未完了部分相当額 ④= ①- (②+③)
	円	円	円
部分払金額	前払金額 ⑤	前回までの部分払金額 ⑥	今回部分払金額 ⑦= ③-⑤×③/①
	円	円	円
遅延日数	日	理 由	
合 否	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格		
所見、理由、措置等			

- 1 遅延の理由については、その責めが受託者にあるか当局にあるかを明確に記入すること。
- 2 合否欄は「合格」又は「不合格」のいずれかをマークすること。
- 3 不合格の場合で修補、再履行等の措置を執ることができなかつたときは、所見、理由、措置等欄に解除等に関する検査員の所見を記入すること。